

「名古屋市における
子どもの権利擁護機関の基本的な考え方（案）」
に対する市民意見の内容及び市の考え方

「名古屋市における子どもの権利擁護機関の基本的な考え方（案）」について、貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

皆さまからいただいたご意見とそれに対する市の考え方を公表いたします。なお、ご意見については内容を要約し、趣旨の類似するものはまとめさせていただいたほか、内容により分割するなどして掲載していますので、ご了承ください。

平成31年2月

名古屋市

1 意見募集の概要

(1) 意見募集期間

平成 30 年 12 月 21 日（月）～平成 31 年 1 月 25 日（金）

(2) 意見提出状況

ア 意見提出者数

24 人

(ア) 意見提出方法

(単位：人)

郵 送	ファックス	電子メール	持 参	合 計
2	1	20	1	24

(イ) 年齢層

(単位：人)

10 歳台 以 下	20 歳台	30 歳台	40 歳台	50 歳台	60 歳台 以 上	不明	合 計
2	1	3	3	4	9	2	24

2 意見の内訳

(単位：件)

区 分	件 数
1 基本方針	9
2 権利擁護委員の職務及び責務	34
3 すべての人の責務	2
4 相談・申立て	14
5 調査・勧告等	21
6 その他	15
計	95

<意見の概要及び市の考え方>

1 基本方針（9件）

【市民意見】

- 子どもの権利擁護機関の本質とは、大きな視野から子どもたちの問題を社会全体の問題としてとらえ、社会全体に対して発信し、子どもたちの声や権利を守れる社会をつくっていくことであり、そのためには独立した公的第三者機関であることが重要である。
- 「なぜ子どもの権利擁護を行う必要があるのか」という現実を、すべての大人たちが考え続けることによって「子どもの権利擁護」理念の社会的な合意形成が行われる。機関の設置をきっかけに、社会に権利擁護の循環が生まれることを期待したい。
- 広く子どもの権利を保障し、相談・救済だけでなく、権利侵害を予防するとともに、子どもが権利行使の主体であるという市民意識の涵養や子どもの権利の包括的な実現に向けた提言等の権限を有するものであり、「子どもの権利擁護委員」ではなく「子どもの権利委員」とするのが適切。
- 「どのような視点にこだわって権利擁護機関が存在するか。」を明確にすることが重要です。子どもの権利条約に基づく「子ども観」を、大人・子どもたちに適切に広げる、学習するチャンスを用意することが大人の役割だと思う。
- 基本方針は、「社会的養護の立場から、子どもの最善の利益の確保及び子どもの権利擁護に取り組む権利擁護委員会を設置します」とすべき。
- 子どもの最善の利益とは、例えば、いじめた方の子どもにも、何故、いじめが悪いのかを理解してもらえるように学んでもらうことが大切で、何事もなかったかのように大人が守ることが大切ではない。

【市の考え方】

子どもの権利擁護機関は、公平・中立な立場から、子どもの権利の侵害に対して、相談や申立てを受け、子どもの最善の利益の確保のために、調査や勧告等を行い、問題の解決や子どもの権利の保障、実現を図るものです。権利擁護機関の設置を通じて、子どもの権利の普及を図り、子どもの権利を守る文化及び社会の形成を目指してまいりたいと考えており、その旨を、条例に規定していきたいと考えております。

【市民意見】

- 相談対象について、18歳未満に限らず例外を設け、子ども期を柔軟にとらえていただくことは、子どもが成人へと成長する過程を保障するという観点から必要。
- 権利擁護委員の相談等の対象として、18歳を過ぎても高校やフリースクールにいる子や養護施設にいる子等は、対象とすべきだと思う。

【市の考え方】

権利擁護委員に相談等を行うことができる「子ども」は、18歳未満の方とし、18歳未満の方と等しく権利を認めることが適当である方についても、条例で規定していきたいと考えております。なお、18歳以上の方の相談等に対する対応については、具体的には、個々の事案における状況に基づき判断してまいります。

2 権利擁護委員の職務及び責務（34件）

(1) 職務（16件）

【市民意見】

- 周知啓発にも、おおいに力を入れていただきたい。知識としての権利啓発だけではなく、「子どもが自分の意見を表明できるような力をつける」「大人が子どもの意見を聞き取る力をつける」ことにも意を注いでいただきたい。
- 「子どもの意見の尊重」は、まず、子どもの権利の啓発、教育等の積極的な取り組みと連動しないと成り立たない。子どもは自らの権利を知らなければ、相談もできない。子どもへの周知を丁寧にし、権利擁護機関を利用できるようにすることが不可欠です。
- 子どもが「子どもの権利」を知る機会を、公教育と家庭に向け実施すべき。教職員免許を持つ者の研修や市大の教職員課程の授業に子どもの権利・権利擁護機関の内容を入れるべき。子ども条例の早急な改変と子どもが読んで理解できるパターンの作成。
- 子どもの権利については、子ども、保護者、地域の大人、教員、支援者等、それぞれの段階にあった理解が深められる形式で学習会が開催できるように取り計らってください。
- 権利擁護機関は、処罰を与えるための機関ではなく、子どもの状況改善、全ての人の人権意識向上のための機関だということを、周知してほしい。
- 子どもの権利について、大人に対し普及、啓発していくことは必要。子どもの権利と義務は違うこと、また、子どもたちにも自分たちの権利を知ってもらうことが必要。その部分を行わないと、子どもの権利に対する理解が難しいように思います。
- 子どもの権利を、大人の多くが理解できていない状況では、子どもの声を聴くことがなぜ大切なのかも伝わらず、子どもの権利擁護機関の重要性が理解されない。機能するためには、子どもの権利の普及啓発は必須です。
- 子ども自身が子どもの権利を知ることで、気軽に相談でき、自他の権利を守ることができると思う。

【市の考え方】

権利擁護機関を設置することにより、子どもの権利を守る文化、社会をつくり、子どもの最善の利益を確保するためには、子どもの権利についてしっかりと普及啓発を図ることが大切であり、権利擁護委員の職務及び責務として条例に規定していきたいと考えております。

【市民意見】

- 権利擁護委員の仕事が透明に遂行されるよう、市民にも様子を知らせる広報のようなものがあるべき。子どもにもよくわかるものを。
- 子どもの現状をどんなに小さなことでもつぶさにまとめ、市民に常に発信する手段を持つ。
- 個別の申立てへの対応以外に、権利擁護機関が何をするのか広報をしてほしい。
- 子どもの権利擁護機関が、市民にとって身近で理解しやすい機関であるために、図式を用いた分かりやすい説明を。また、権利擁護委員等がどんな人なのか紹介する等、顔が見える関係づくりや子どもの関心を引く広報の仕方を考えていただきたい。
- 「子どもの権利が侵害されている」状況を、広報なごや等で、具体的な例を挙げて全ての人に啓発してほしい。例えば、本人が望まないあだ名で教員が名前を呼んでいる等、身近にある子どもの状況なのだと伝えてほしい。

【市の考え方】

権利擁護委員の職務である子どもの権利に関する普及啓発の一環として、権利擁護委員の活動状況等については、機関紙や活動報告書等によって、市民の皆さまに報告をしていくことを検討しています。

(2) 責務 (18 件)

【市民意見】

- 既存相談機関に権利侵害が懸念される相談が入った場合や、対応に限度があるときに、権利擁護機関にまわして、調査、対応するような連携の仕組みづくりが必要。
- 既に名古屋市内で、いろんな機関が、子どもの権利を守るために頑張って働いておられます。権利擁護機関が、連携してより良い働きができるよう、人と人、願いや希望、理念を繋げていく仕掛けを考えられると良いと考えます。
- 民間機関との連携も組み入れることで、子どもの健やかな育ちを社会全体で支えるまちづくりになればと考えます。
- 子どもの権利侵害の早期発見・予防のためには、NPOや研究者たちとの連携、協働しての調査が欠かせない。
- 名古屋市は人口も多く広域に渡るため、民間の力を大いに活用することが必要です。
- 権利擁護機関の意義や価値、課題等の調査研究を大学教授等によって実施。
- 発達障害の安易な診断と薬物治療主体のアプローチについて、人権の視点から危惧している。市民団体として活動しており、権利擁護委員と連携を取っていきたい。
- 各連携機関との業務のすみ分けをすること。
- いじめ、虐待等、子どもの権利侵害に対応する相談・救済機関は、すでに関連法等に基づいて設置されている。相談する子どもの立場から見て混乱を招くことのないよう、既設の相談・救済機関との関係を明らかにする必要がある。
- 権利侵害を受けている子どもを発見した人は、権利擁護委員に相談等しなければならないとあるが、児童虐待防止法上の通告義務との関係が不明。児童虐待については、児童相談所と権利擁護委員の間での連携を予め十分に検討する必要がある。

【市の考え方】

子どもの最善の利益の確保のために、権利擁護委員は、本市の既存の相談機関や子どものための活動に取り組んでおられる民間団体等と連携を図り、職務の円滑な遂行に努める必要があり、その旨を条例に規定していきたいと考えております。

なお、児童虐待については、児童虐待の防止等に関する法律第6条第1項において、児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した者は、児童相談所等に通告しなければならないとされています。権利擁護委員に児童虐待についての相談があった場合は、法律に基づき、児童相談所に通告をし、児童相談所に引き継ぐとともに、当該子どもの話を聞き、子どもの権利の保障のために、権利擁護委員として行うべきことを検討し、取り組むこととなるものと考えております。

【市民意見】

○権利擁護委員は、待ちの姿勢ではなく、相談しにくい、あるいは相談を持ちかけるだけの力がない子どもや親を積極的に見つけ出し、支援、救済を心がけてほしい。

○権利侵害の早期発見に努めるための具体策を明示してください。

【市の考え方】

子どもの権利侵害の予防及び早期発見のためには、子どもたちが相談しやすい環境をつくるとともに、相談室に来られる子ども等の相談をお聞きするだけではなく、既存の相談機関等において、子どもの権利侵害が疑われる事案の相談等があった場合は、権利擁護委員に繋いでいただくといった協力・連携の仕組みを設けるなどの取り組みが必要になると考えております。引き続き、早期発見、予防のための取り組みについて検討してまいります。

【市民意見】

- 学校教育の場において子どもの権利擁護がよく理解され、子どもの最善の利益を保障するために、他機関ともスムーズに連携をとることができるような関係構築がなされることを望みます。
- 子どもの権利擁護機関を機能させていくには、情報を適切に収集できることが最低条件だと考えます。そのためには、幼稚園、保育園、学校（子ども応援委員会を含む）との連携が最重要であり、権利擁護委員と定期的に面談する機会が必要です。
- 日本は、子どもの権利条約を批准しているが、積極的な普及はいまだ叶わず、子ども自身が子どもの権利を理解しているとはいえない。多くの子どもが所属する学校等の理解及び積極的な協力が得られるよう、注力いただきたい。
- 名古屋市の幼・小・中学校には、発達障害対応支援員が各校に配置されており、クラスに入ってすべての子どもを見守っています。この支援員と連携を取り、現場の実情をあげ、子どもの真の声を届けることのできるシステムを構築して欲しい。
- 学校には、権利擁護機関へ情報を伝達、相談することの義務を課して欲しい。そうしないと、学校教育が問題を聞き入れても問題視しない場合もあります。
- 「人権」と「子どもの権利」をごっちゃにしている人、「権利」と「義務」がセットと考えている人が多いような気がします。子どもには、まず権利があるということ、学校の先生にまずわかって欲しい。

【市の考え方】

子どもの権利を守る文化、社会をつくり、子どもの最善の利益を確保するためには、子どもの権利についてしっかりと普及啓発を図ることが大切です。学校を始めとする市の機関に対しても、子どもの権利の理解がこれまで以上に浸透していくよう、取り組んでまいりたいと考えております。

そのような取り組みと併せて、権利擁護委員は、子どもの最善の利益の確保のために、学校を始めとする市の機関と協力・連携を図り、円滑な職務の遂行に努める必要があり、その旨を条例に規定してまいります。

3 すべての人の責務（2件）

【市民意見】

- 「すべての人」とは、名古屋市民ですか。
- 権利侵害されている子どもを発見した場合は「告訴、告発をしなければならない」ことを追加する。

【市の考え方】

権利擁護委員は、子どもの権利侵害の予防及び早期発見に努め、権利侵害を受けている子どもの権利の回復のための取り組みを行う必要があります。そのために、権利侵害を受けている子どもを発見した人には、名古屋市民であるかどうかに関わらず、相談等をしていただく旨を、条例で規定していきたいと考えています。

4 相談・申立て（14件）

【市民意見】

- 「子どもの権利の侵害」とはどのような状況のことなのか
- 「学校等、こどもの関係する機関のこどもは、相談及び申立てすることができる」ことを追加する。

【市の考え方】

子どもの権利とは、憲法の保障する基本的人権及び子どもにとって特に大切なものとして保障されなければならない「安全に安心して生きる権利」、「一人ひとりが尊重される権利」、「豊かに育つ権利」、「主体的に参加する権利」を含むものです。このような子どもの権利侵害に関する事項についての相談及び申立ては、学校に在学する子ども等を含め、何人もできるものとして、条例に規定していきたいと考えております。

【市民意見】

- 相手方に匿名で申立てできる等、申立てた人が不利益を被らないような仕組み、その人の立場が保護されるような配慮や仕組みが必要だと思う。
- 申立てをした人が望まないのであれば、匿名での情報提供を認めてほしい。内部告発等でも、申立てをしやすくしてほしい。また、どのようにすれば状況が改善されるのか、どのように変わったか等を、申立てをした人に必ず報告してほしい。
- 相談等を受けた場合は、守秘義務を尊重するとともに、必ず丁寧なフィードバックをする必要がある。解決が難しい場合でも、子どもが「大人は自分の問題でいろいろやってくれているのだ」と、子どもに分かるように説明する必要がある。

【市の考え方】

権利侵害されている子どもを発見した場合には、相談をした個人が特定されることを恐れ、相談がされず、権利侵害が放置されることがないように、匿名でも相談ができるものとしてと考えております。権利擁護委員には、守秘義務が課されますが、併せて、相談した方に不利益が生じないように、その職務を遂行する必要があり、その旨を条例に規定していきたいと考えております。

相談等を受けた後の調査や調整の状況等を、丁寧に子どもに説明していくことは大切なことであり、しっかりと行ってまいります。

【市民意見】

- 相談等はくつろげる雰囲気で行えるようにする。家の近くで、親切な案内、安心できる雰囲気、安心して話し出せるような聞き手の対応が必要。
- 子どもが安心して自分の声を届けたい、安心して過ごす中で自分の気持ちに気づくことができるためには、十分な人員配置と場の準備を望みます。巡回拠点については、必要に応じた場の運営や、「居場所」の普及も併せて検討いただきたい。
- 権利擁護機関は、子ども自身が行きたくなるように、相談の場にとどまらず、興味がわく、安心を得られる場、また、子どもに悩む大人が気軽に訪れることができるような場にしたい。「たじみ子どもサポート」では、相談員が常駐し、「一緒に考える」ことが強調されており、このような事例から学べると良いと思う。

【市の考え方】

子どもたちに相談に来ていただく相談室には、権利擁護委員の補助をする調査相談員を複数人配置して、子どもたちの相談内容や個性を踏まえて、子どもたちに安心して話をしていただける体制を整備していきたいと考えています。また、そのために必要となる相談室の仕様や運営方法等については、ご意見を参考に、引き続き、検討をすすめてまいります。

【市民意見】

- 子どもたちが、自分の状況を伝えてくれるのは、普段から関係性のある信頼できる大人や、秘密を守ってくれる信用された人です。子どもは自身の持つ権利を知らないことが多いので、子どもたちが日常を過ごす場所に、アドボケイトが足を運び、子どもの人権についてのワークショップや声を聴くことができるよう配慮してください。
- 子どもの最善の利益の確保には、子どもの声をきちんと受け止め、子ども自身がよりよい生活ができるように一緒に考えるアドボケイトの存在が必要。子どもが利用する場にアドボケイトできる者がいることで日常的なケアでできるのではないか。
- 児童養護施設にいる子ども等は、職員は大人だから、言いにくいことも多々あるはず。外部の人が、定期的に訪問して話をするすることで、子どもは救われることがある。
- 国の新しい社会的養育ビジョンでは「社会的養護を受けている子どもに関しては…訪問アドボカシー支援等が可能になる子どもの権利擁護事業や機関を創設することが必要」とされており、アウトリーチ型で子どもがいる場所を訪問し、子どもの権利の普及・啓発をしながら、子どもが気軽に話を聞いてもらえる場を作ることが必要。

【市の考え方】

子どもたちに安心して相談していただくためには、相談室に来られる子ども等の相談をお聞きするだけでなく、既存の相談機関等との連携により子どもの権利侵害が疑われる事案があった場合は、権利擁護委員に繋いでいただく仕組みを設けることを始め、子どもたちが相談しやすい環境をつくること等が必要になると考えております。そのため必要となる権利擁護機関の運営方法等については、ご意見を参考に、引き続き、検討をすすめてまいります。

5 調査・勧告等 (21 件)

(1) 調査 (4 件)

【市民意見】

- 市の機関以外に対しては調査に「必要な協力を求める」とあるが、権利擁護委員にどこにでも直ちに実地調査に入る権限を委員に持たせることはできないのか。
- 権利擁護が特に必要と思われる子どもがいる場所での自発的な調査を実施し、報告を一般公表する他、議会等への説明や制度改善への提言義務等を付してほしい。
- 子どもに関わる大人には、特に子どもの権利の理解が必要です。特に、子どもが多く時間を過ごす学校等の施設や場所で、周知啓発に加えて、子どもの権利が守られているかどうかのモニタリングが必要です。
- 既設の相談・救済機関がその役割を適正に果たしているかどうかを監視し、もしくは、役割を発揮させることなど、一定の権限を持って子どもの最善の利益を確保する機関が必要です。

【市の考え方】

権利擁護委員は、権利侵害を受けた子どもの権利を回復し、子どもの最善の利益を確保するために、職務を遂行しなければなりません。そのため、子ども等からの申立てに基づき、また、様々な情報等を基に、子どもの権利が侵害されていると思われる場合については、申立てがなくても権利擁護委員の自己の発意によって調査を行わなければならないとする旨を、条例に規定していきたいと考えております。

また、権利擁護委員の活動状況等については、機関紙や活動報告書等によって、市民の皆さまに報告をしていくことを検討しています。

(2) 勧告等 (0 件)

(3) 報告 (0 件)

(4) 再調査及び再勧告（2件）

【市民意見】

- 子どもの権利擁護委員の設置は良いことであり、再調査及び再勧告等できることも先進性があり賛成。
- 権利擁護委員は、申立者等から不服申し立てがあった場合や必要があると認めるときは、第三者委員会を設置して、再調査等を行うことができるべき。

【市の考え方】

子どもの権利の保障に係る実効性を確保するために、再調査及び再勧告等できる旨を、条例に規定していきたいと考えております。

(5) 公表（2件）

【市民意見】

- 公表出来る範囲で、申立て・相談の内容→調査の状況→勧告→改善支援→現状を誰でも見られるように、公表して欲しい。「動いてくれる人がいる」「改善された」という事例を聞かないと子ども、大人ともに相談しようという意欲に繋がらない。
- 「緊急性がある場合は公表する」ことを追加する。

【市の考え方】

権利侵害に係る申立てがあった場合、調査の結果、権利侵害があった機関等に対して勧告等を行った場合、また、当該機関等から報告があった場合等について、その実行性の確保の観点から、必要がある場合には、公表をすることとする旨を、条例に規定していきたいと考えております。

また、権利擁護委員の活動状況等については、機関紙や活動報告書等によって、市民の皆さまに報告をしていくことを検討しています。

(6) その他 (13 件)

【市民意見】

- 権利擁護委員の権限をきちんと明記する必要があると思います。子どもの権利を守るために、委員が職務を全うできるようにしてください。
- 子どもの権利の普及啓発の取り組みとして、「子どもの権利の日」を制定することはよいアイデアだと思います。
- 人権週間はあるけれど、子どもの権利週間があれば、もっと子どもの権利を周知してもらえenと思います。
- 権利擁護機関の職に就く者は、市長・児童相談所所長・各部局長に直接進言する権限を持つこと。子どもの命と一生の生活に関わる問題を扱うため、恒久的に予算が確保されることを望む。
- 「公表の次に、告訴・告発を行う」ことを追加する。
- 政令指定都市、230 万人都市である状況を活かし、先進的な取り組み実施を期待。
- 政令指定都市の中で、札幌市に続く名古屋市において、子どもの権利擁護機関が設置されることで、これを契機に他都市や国レベルでの取り組みにつながることを期待します。
- 権利擁護委員には、子どもの権利擁護のために必要があれば自治体の枠を超えて、国へも提言したり制度改善を求めたりできるような、権利擁護機関のモデルを実現してもらいたい。
- 全ての子どもは、憲法が保障する教育を受ける権利の主体です。大勢の子どもたちが社会に生きる命が失われつつあります。権利擁護機関による抜本的改善を要望します。
- 権利擁護機関の職員以外に、ボランティアやNPO、研究者など、いろいろな人の力を借り、名古屋で暮らす子どもたちが元気で幸せになるよう、市民もみんなで応援できる社会にしたい。
- 限られた人だけでなく、多くの市民が子どもたちの育ちに関心を持ち、「子どもの笑顔輝くまち、名古屋」にしていきたい。

【市の考え方】

子どもの権利擁護機関は、公平・中立な立場から、子どもの権利の侵害に対して、相談や申立てを受け、子どもの最善の利益の確保のために、調査や勧告等を行い、問題の解決や子どもの権利の保障、実現を図るものです。権利擁護機関の設置を通じて、子どもの権利の普及を図り、子どもの権利を守る文化及び社会の形成を目指してまいりたいと考えております。

そのために必要な権利擁護委員の職務や責務、また、調査等の権限や手続き等について、条例に規定していきたいと考えております。

また、予算を始め、権利擁護委員が子どもの最善の利益の確保のための積極的な取り組みを行いうるよう、必要となる調整等を関係各局等と継続的に行ってまいります。

【市民意見】

○子どもの権利擁護の仕組みをつくられ、運営を進めた後に、評価及び見直しが確実にされるようなフレキシブルな機関運営を強く望みます。

【市の考え方】

開設後に、条例施行後の運営状況や子どもの権利擁護に関する国の施策の動向、また、社会情勢の変化等を勘案して、条例の規定や運営の在り方等について検討し、対応をしていく必要があり、その旨を条例に規定していきたいと考えております。

6 その他（15件）

(1) 権利擁護機関の組織・体制（13件）

【市民意見】

- 権利擁護委員には、その人数や相談方法を含め、どういう人が公平・中立かつ専門的な立場から委員としてふさわしいか、通常、子ども問題に詳しい弁護士ということになるかと思われませんが、どのような人選かが問われます。
- 子どもの権利擁護機関は、子どもの味方ではなく、訴える先の味方になっていることが多いから、本当の独立性を持って欲しい。そのためには、権利擁護委員になる人が、訴える人、訴えられる人、両方と関係のない、いろんな分野の人がいいと思います。
- 権利擁護機関は、市のどの機関にも属さない、完全に独立した機関として運営してほしい。委員には、教育福祉子育て等の専門家、支援者、保護者等幅広い分野の方々になっていただきたい。
- 子どもの権利については、まだまだ大人が理解していない部分が多く、「権利よりも義務」という考えをよく聞きます。権利擁護委員には、まず、子どもの権利について熟知している人が望まれると考えます。
- 予算を持つ子ども青少年局からも独立性が高いこと。
- 子どもの権利擁護に関わる仕事をする人の研修は、いつ、どこで、どれくらいやるのか。

【市の考え方】

権利擁護委員は、相談を入口として、子ども自身がどうしたいのかを聴き、一緒になって考えていくことにより子どもの権利の回復を図ること、また、その取り組みを通じて、子どもの権利の普及を図り、子どもの権利を守る文化及び社会の形成に努めていただくこととなります。そのため、子どもの権利に関し優れた識見を有し、第三者として独立性を保持できる方であり、かつ、子どもの最善の利益の確保に向けて熱意を持って取り組んでいただける方になっていただくことが必要であると考えております。

また、子どもの最善の利益に向けた取り組みを行っていくためには、権利擁護委員及びその補助をする調査相談員の研修は重要であり、開設前及び開設後も、継続的にスキルアップのための研修を実施していくことを検討しています。

【市民意見】

- 権利擁護委員の処遇についても検討して下さい。本業のかたわらには、本来は難しいと考えます。
- 市の規模、職責等から権利擁護委員の職務量が多くなることが予想されるため、十分な人数の権利擁護委員数、仕事に見合った報酬の支払い、相談員設置による役割分担等により、なり手を確保して、継続可能な制度とする必要があると思います。

【市の考え方】

権利擁護委員は、その目的、職務及び責務に鑑みて、子どもの最善の利益の確保に向けて熱意を持って取り組んでいただくことのできる適切な方になっていただく必要があるものと考えており、適切な処遇について検討してまいります。

【市民意見】

- 権利擁護委員と日常的に子どもとかかわる団体との連携も必要である。そのために、区ごとに権利擁護委員を設置することも検討されたい。
- 名古屋市は人口規模が大きいので、権利擁護機関は、市内1か所ではなく、区レベルに1か所は必要です。現在の子育て支援拠点と連携・統合して、役割が果たせるようになるとうまいと考えます。
- 子どもの声を積極的に拾うことができるよう、各区にアドボカシーセンターを設置する。
- 名古屋市の規模を考えて、権利擁護機関が有効に機能するように十分に考慮していただきたいです。

【市の考え方】

子どもたちが安心して相談できるとともに、相談しやすい環境をつくることは重要であり、相談室については、交通利便性等を考慮して設置し、子どもの最善の利益のために、しっかりと機能する機関としてまいりたいと考えております。

(3) その他 (2件)

【市民意見】

○子どもの権利条約では、子どもは両親と引き離されず、自由に会え、養育される権利を保障していますが、司法の運用はそうっておらず、多くの子どもが別居する親と会えなくなります。国際都市名古屋として、親子の断絶を防ぎ、子どもの権利を守る義務があり、以下のような機関と取り組みを提案します。

i 子ども連れ去り禁止条例、ii 離婚前の夫婦円満カウンセリング条例、iii 新書式離婚届（親権監護権分属明記欄）、iv 離婚時に取り決める共同養育計画書条例及び作成相談窓口の設置、v 離婚する夫婦への共同養育カウンセリング機関の設置、vi 離婚する夫婦への共同養育機関の設置、vii 別居親との面会交流及び養育支援機関の設置、viii 離婚後の子ども養育支援機関の設置

○不祥事及び不祥事の疑いのある事案も含め、学校職員が、他の管理職等に相談等できる体制を明確にして、公表することを希望する。

【市の考え方】

今後の市政運営の参考とさせていただきます。